

国保の取り扱いについて

令和7年7月31日の有効期限までは【**今までの紙の被保険者証はまだ使えます**】

ただし...

【転入】 や 【保険の変更】 などの新規加入
 【転居】 や 【世帯変更】 などの券面変更が発生した場合

↓↓↓↓↓

●今までの被保険者証は**新規発行できない**ので、
 「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」の発行が必要となる

資格確認書とは？

マイナンバーカードと保険証の紐づけがされていない人に
 発行されるもの
 （国保は、今までの被保険者証と同じサイズのカード）



資格情報のお知らせとは？

マイナンバーカードと保険証の紐づけがされている人に
 発行されるもの
 （国保は、A4サイズ用の紙、右下部を切り取りし携帯可）



資格確認書及び資格情報のお知らせの有効期限

【資格確認書～有効期限あり～】

制度施行日から発行するもの⇒令和7年7月31日まで
令和7年8月1日からのもの⇒令和8年7月31日まで
・・・以降1年サイクルで更新

【資格情報のお知らせ～有効期限あり（※）～】

※70歳以上は有効期限あり

理由：確定申告等により、町県民税が決定されることで負担割合が
変更となる可能性があるため。

(69歳以下は所得によらず一律の負担割合)

(70～74歳では所得に応じて3割または2割の負担割合となり、毎年確認し必要に応じて
負担割合を変更する必要がある)